

平成21年5月22日
(改正) 平成23年6月30日

三沢空港利用者利便向上協議会規約

- (名称)
第1条 本協議会は、三沢空港利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。
- (目的)
第2条 協議会は、空港法（昭和31年法律第80号）第3条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、三沢空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。
- (構成員)
第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (議長)
第4条 協議会に議長を置き、三沢空港事務所長をもって充てる。
2. 議長は、協議会を代表し会務を総理する。
- (事務局)
第5条 協議会の事務局は、三沢空港事務所管理課に置く。
- (招集)
第6条 協議会は、議長が招集する。
2. 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。
- (運営)
第7条 協議会は構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。
2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。
- (幹事会)
第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。
- (専門部会)
第9条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を置くことができる。
2. 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。
- (経費負担)
第10条 協議会の開催に必要な経費は、構成員が負担する。
- (庶務)
第11条 協議会の庶務は、事務局において行う。
- (雑則)
第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則
この規約は、平成21年6月9日から適用する。

附 則
この規約は、平成23年7月1日から適用する。

別表

構 成 員
1. 三沢空港ターミナル（株）
2. （株）日本航空青森支店
3. 三八五観光（株）三沢空港営業所
4. 東北運輸局青森運輸支局
5. 東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所
6. 青森県企画政策部交通政策課
7. 三沢市政策財政部政策調整課
8. 三沢市商工会
9. 東京航空局三沢空港事務所（事務局）